

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和8年9月2日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本 正幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 58,873
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 467,955
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選 挙 区		選 挙 区		選 挙 区	
下田市・賀茂郡	16,084	富士市	67,675	袋井市・森町	27,401
伊東市	18,758	富士宮市	35,182	磐田市	43,906
熱海市	9,667	静岡市葵区	68,506	浜松市中央区	148,474
伊豆市	7,971	静岡市駿河区	57,141	浜松市浜名区・天竜区	49,104
伊豆の国市	12,986	静岡市清水区	62,739	湖西市	15,170
函南町	10,223	焼津市	36,683		
三島市	29,276	藤枝市	38,824		
清水町	8,545	牧之原市・吉田町	18,666		
長泉町	11,800	島田市・川根本町	27,702		
裾野市	13,481	御前崎市	8,077		
御殿場市・小山町	27,262	菊川市	12,079		
沼津市	52,104	掛川市	30,594		